

## 令和4年度恵庭市教育委員会会議(3月定例会)会議録

日 時	令和5年3月3日(金) 開会17時30分 閉会18時30分																						
会 場	市民会館 1F 第1会議室																						
出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">教育長</td> <td>岩 淵 隆</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td>土 谷 秀樹</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>尾 形 直子(欠席)</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>福 屋 栄人</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>白 崎 亜紀子</td> </tr> </table>	教育長	岩 淵 隆	教育長職務代理者	土 谷 秀樹	委 員	尾 形 直子(欠席)	委 員	福 屋 栄人	委 員	白 崎 亜紀子												
教育長	岩 淵 隆																						
教育長職務代理者	土 谷 秀樹																						
委 員	尾 形 直子(欠席)																						
委 員	福 屋 栄人																						
委 員	白 崎 亜紀子																						
会議出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">教育部長</td> <td>竹 内 春実</td> </tr> <tr> <td>教育部次長</td> <td>大 嶋 克幸</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>早 川 剛志</td> </tr> <tr> <td>教育支援課長</td> <td>藤 本 恵美子</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター長</td> <td>加 藤 孝行</td> </tr> <tr> <td>社会教育課長</td> <td>黒 氏 優子</td> </tr> <tr> <td>読書推進課長</td> <td>岩 崎 春恵</td> </tr> <tr> <td>郷土資料館長</td> <td>高 橋 光男</td> </tr> <tr> <td>教育施設課長</td> <td>堀 越 拓也</td> </tr> <tr> <td>教育総務課学力向上アドバイザー</td> <td>木 村 博子</td> </tr> <tr> <td>教育総務課主査</td> <td>柴 田 慎一</td> </tr> </table>	教育部長	竹 内 春実	教育部次長	大 嶋 克幸	教育総務課長	早 川 剛志	教育支援課長	藤 本 恵美子	学校給食センター長	加 藤 孝行	社会教育課長	黒 氏 優子	読書推進課長	岩 崎 春恵	郷土資料館長	高 橋 光男	教育施設課長	堀 越 拓也	教育総務課学力向上アドバイザー	木 村 博子	教育総務課主査	柴 田 慎一
教育部長	竹 内 春実																						
教育部次長	大 嶋 克幸																						
教育総務課長	早 川 剛志																						
教育支援課長	藤 本 恵美子																						
学校給食センター長	加 藤 孝行																						
社会教育課長	黒 氏 優子																						
読書推進課長	岩 崎 春恵																						
郷土資料館長	高 橋 光男																						
教育施設課長	堀 越 拓也																						
教育総務課学力向上アドバイザー	木 村 博子																						
教育総務課主査	柴 田 慎一																						
議題及び議事の概要	別紙のとおり																						
会議の傍聴を許可された者	1名																						
議事録署名委員	白 崎 亜紀子																						

## 令和4年度恵庭市教育委員会会議(3月定例会)結果表

令和5年3月3日(金) 17時30分開会

18時30分閉会

会場:市民会館 1F 第1会議室

事案番号	件名	議決結果
議案第1号	恵庭市文化功労者表彰条例施行規則の一部改正について	原案可決
議案第2号	恵庭市青少年表彰条例施行規則の一部改正について	原案可決
議案第3号	恵庭市図書館条例施行規則の一部改正について	原案可決
議案第4号	補正予算について(3件)	原案可決
報告1	令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 恵庭市の調査結果(報告)について	報告済み
報告2	恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間(令和4年10月～12月)の公表について	報告済み
報告3	学校給食費の公会計化の状況について	報告済み
報告4	恵庭小学校「学びの通級指導教室」新規開設について	報告済み
報告5	恵庭市教育支援センター設置運営要綱の制定について	報告済み
報告6	交通安全啓発グッズの寄贈について	報告済み

### ○会議出席者

岩淵教育長

教育委員:土谷委員、福屋委員、白崎委員

事務局 :竹内教育部長、大嶋教育部次長、早川教育総務課長、藤本教育支援課長、加藤学校給食センター長、黒氏社会教育課長、岩崎読書推進課長、高橋郷土資料館長、堀越教育施設課長、木村教育総務課学力向上アドバイザー、柴田教育総務課主査

# 議 事 録

開会 17時30分

---

教 育 長            只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程1、議事録署名委員の指名について事務局をお願いします。

事 務 局            今回会議の議事録署名委員は、白崎委員をお願いします。

教 育 長            よろしいでしょうか。

委 員                ( 承認 )

次に日程2、前回会議録の承認について事務局をお願いします。

( 事務局から前回の議事録について報告 )

ただいまの記録のとおり承認するという事でよろしいですか。

各 委 員            ( はいの声 )

教 育 長            続いて日程3、議案に入ります。

議案第1号、恵庭市文化功労者表彰条例施行規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局            議案第1号、恵庭市文化功労者表彰条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げます。6ページをご覧ください。押印の廃止を現在進めているところでございます。左が現行で右が改正案になっております。押印廃止のほか、下に担当者の連絡先の記入欄を追加しております。第1号様式と第2号様式を変更するものです。簡単ではありますが説明を終わります。ご審議の上承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

教 育 長            ただいまの議案第1号について、ご質疑等はございますか。

各 委 員            ( なしの声 )

教 育 長            お諮りいたします、議案第1号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各 委 員            ( はいの声 )

教 育 長

議案第1号については、原案のとおりとします。  
以上で議案第1号について終了いたします。

それでは、議案第2号、恵庭市青少年表彰条例施行規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号、恵庭市青少年表彰条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げます。先ほどと同じように15ページをご覧ください。青少年善行表彰用の様式第1号の改正について、左が現行で、右が改正案となっています。押印を廃止し、中ほどの表の罫線を変更、さらに記載者の連絡先を追加したものであります。次のページをご覧ください。こちらは青少年団体活動者表彰用の推薦書で様式第2号の改正となっています。こちらも同様の改正となっています。17ページをご覧ください。こちらは様式第3号となっており、同じく団体用の推薦書となっています。押印を廃止、罫線を変更、記載者の連絡先を追加しております。18ページをご覧ください。優良勤労青少年表彰推薦書の様式第4号となっています。こちらも押印を廃止し、記載者の連絡先を追加しております。以上、簡単ではありますが説明を終わります。ご審議の上承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

教 育 長

議案第2号について、ご質疑等がございますか。  
各様式、一つにまとめることはできなかったのでしょうか。

事 務 局

表彰の種類ごとに様式がつくられており、文言も異なることからそれぞれ様式を設け運用しております。

教 育 長

その他、ございますでしょうか。

各 委 員

( なしの声 )

教 育 長

お諮りいたします、議案第2号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各 委 員

( はいの声 )

教 育 長

議案第2号については、原案のとおりとします。  
以上で議案第2号について終了いたします。

それでは、議案第3号、恵庭市図書館条例施行規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第3号、恵庭市図書館条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げます。21ページをご覧ください。改正の内容であります、図書館恵庭分館の開館時間、休館日を変更するものであります。22ページ、23ページの新旧対照表をご覧

ください。第3条第1項第1号開館時間、第2号休館日を表にまとめ、右の改正案のとおり、恵庭分館の開館時間を午前9時から午後10時までとし、休館日を12月29日から翌年1月3日に変更するものであります。21ページに戻りまして、附則であります。この規則は、令和5年4月1日から施行することとしております。宜しくご審議の上、原案のとおり承認賜りますよう、お願い申し上げます。

教 育 長                    いま説明がありました。議案第3号について、ご質疑等はございますか。

各 委 員                    ( なしの声 )

教 育 長                    お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各 委 員                    ( はいの声 )

教 育 長                    議案第3号については、原案のとおりとします。  
以上で議案第3号について終了いたします。

それでは、議案第4号、補正予算について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局                    議案第4号、補正予算について、説明いたします。今回の補正予算は、25ページの表に記載の3件です。はじめに、教育総務課分2件を私から、残り1件を教育支援課長から説明いたします。25ページについて、訂正をお願い致します。中段のスクールバス管理費の経費の内訳の中で、一般財源696,000円が、その他になり、一般財源は0円となります。これに伴い合計欄も、その他が696,000円、一般財源が10,387,000円となります。申し訳ありません。もうひとつが、3つ目の児童生徒費とありますが、こちらは児童・生徒指導費に訂正させていただきます。よろしくお願い致します。

それでははじめに、学校感染予防対策事業費について、26ページをご覧ください。事業概要であります。まず歳入について、学校保健特別対策事業費補助金として、学校における感染症対策や教育活動継続に要する経費、換気対策に係る経費の補助であります。補助率は2分の1、補助上限額は各校の児童生徒数に応じ、450,000円から900,000円までであり、補助対象経費の上限額が13校で18,450,000円、その2分の1の9,225,000円を歳入として補正するものであります。次に歳出について、27ページをご覧ください。消毒液などの保健衛生用品や、学校活動や家庭学習に係る経費、換気対策の備品などを想定しております。積算ですが、令和3年度の学校保健特別対策事業費補助金において各学校に配分した予算割合で積算した金額から、備品購入見込みが少ないことから、消耗品費が15,037,000円、備品購入費が3,413,000円、合計18,450,000円を歳出として補正するものであります。なお、歳入との差額9,225,000円について、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金の充当が可能とされておりますが、現段階では財政調整基金を充当することとしております。次に「繰越明許費補正」について、28ページをご覧ください。本事業については、繰越明許費として国会の議決を経た補助金であり、令和4年度中の執行が困難なため、18,450,000円全額を令和5年度に繰り越すものであります。次に、スクールバス管理費についてです。29ページをご覧ください。事業概要であります。まず歳入について、学校安全特別対策事業費補助金として、送迎用バスへの安

全装置の装備など、こどもの安心・安全対策に係る経費の補助であります。整備内容は、小中学校の登下校に使用しているスクールバス8台に、置き去り防止装置を設置しようとするものであり、補助上限額はバス1台につき88,000円で、8台分の704,000円を歳入として補正するものです。次に歳出について、30ページをご覧ください。置き去り防止装置については、小中学校の送迎用バスは設置が努力義務であります。児童生徒の安心・安全を確保するため、本補助金を活用して設置しようとするものであります。安全装置の概要であります。エンジンを停止すると車内にメロディが流れ、運転手が最後部のボタンを押すことでメロディが停止することから、運転手が必ず車内を最後部まで確認することになります。さらに、万が一、児童生徒が車内に置き去りとなった場合も、マットの上を歩くことでクラクションが鳴り、置き去りを検知することができます。1台あたりの単価を、設置が義務付けられている幼稚園・保育園等の補助上限額の175,000円とし、8台分の合計1,400,000円を歳出として補正するものであります。なお、歳入との差額696,000円については、子育て基金の充当を予定しております。次に「繰越明許費補正」について、31ページをご覧ください。本事業については、令和4年度中の執行が困難なため、1,400,000円全額を令和5年度に繰り越すものであります。教育総務課分は以上です。

次に、教育支援課が所管する、恵庭市いじめ問題調査委員会に伴う補正予算について、ご説明申し上げますが、その前に、市内公立学校で発生しましたいじめの重大事案について、経過をご報告いたします。令和4年12月15日、市内公立学校において、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に該当する疑いがある、不登校重大事態が発生した旨の報告を受け、令和5年2月28日、恵庭市いじめ問題調査委員会及び恵庭市いじめ問題再調査委員会条例により設置しております恵庭市いじめ問題調査委員会を招集し、第1回目の会議を開催しましたので、ご報告いたします。今後のスケジュール等につきましては、第2回目以降に協議される予定となっております。それでは、恵庭市いじめ問題調査委員会に伴う補正予算についてご説明申し上げます。資料、32ページ、33ページをご覧ください。恵庭市いじめ問題調査委員会において、今後必要な経費について、1,162,000円を補正し、全額令和5年度予算に繰り越すものであります。内訳としまして、委員報酬として、委員5名の会議費12回分、委員2名の聞き取り調査20回分として、570,000円を計上しております。また、報償費として、資料作成や報告書作成に係る経費として500,000円、費用弁償として委員5名分の旅費92,000円を計上しております。以上、簡単にご説明申し上げましたが、第1回定例会に議案として提出することとしてよろしいか、ご審議いただき、原案どおりご承認していただけるよう、お願い申し上げます。以上でございます。

教 育 長

それでは、議案第4号について、ご質疑等はございますか。

委 員

感染対策の事業で備品購入費のなかにあるCO2モニターとありますが、これはどのような機能があるのでしょうか。効果的な換気の実施に必要と記載がありますが、換気のシステムと連動して使うものなのですか。

事 務 局

CO2モニターにつきましては、すでに現在各学校で、台数は少ないのですがこの補助金を使って購入したという経緯があります。換気と連動しているものではなく、こ

れを設置することでその場所の二酸化炭素濃度等が表示されますので、それによって換気の日安等を参考に判断するなどとしております。現在も購入しているのですがまだ台数が少ないこともあって、学校の状況によってはこの補助金を活用して購入していくこととしています。

委員           あまり高価なものではないのですか。このモニターをみながら、学校を管理している方が換気扇を強くしたりなどそういう作業を行うということですか。

事務局           高価なものではありません。基本的に換気システムの稼働と窓を開けて手動で換気を行うなど、常に感染症対策として行っております。これまでも換気のために、この補助金を使って教室に網戸を設置するなど活用しています。

教育長           その他、ありますか。

委員           スクールバスの安全装置についてなのですが、全8台のうち、委託事業者の保有バスは何台になるのでしょうか。

事務局           8台のうち委託事業者のバスは5台で、市が所有してるバスは3台です。

委員           安全装置は委託業者保有のバスも設置対象ということですか。設置時期はいつ頃ですか。

事務局           安全装置は委託業者保有バスも設置対象です。設置時期は、令和5年度に予算を繰り越して施行することから、安全装置は令和5年度のできるだけ早い時期に設置したいと考えております。

教育長           他に何かありますか。

委員           今のスクールバスの安全装置の話で、マットの上を歩くとクラクションが鳴って周囲に異常を知らせるということですが、誤作動を起こす危険性はないのですか。どのようなシステムなのでしょう。

事務局           設備の内容、パンフレット等を見る限りは、マットが敷いてあってそこに当然人間が足を踏み入れると鳴るという仕組みになっておりますので、人が踏まないで鳴るというような誤作動があるかということはないとは思っておりますが、あくまでも人が立った時点で、重みを感知して鳴るものであります。

教育長           逆に鳴らない誤作動も考えられますが、いかがですか。

委員           運転手さんは最後降りるときにスイッチを入れるものなのか、常にスイッチが入ったままで、乗り降りの際は鳴ってしまうものなのか、その辺の仕組みはどんなものなので

しょうか。カタログ上ではあまりわからない部分だとは思いますが。

事務局 設置購入の際は、改めて仕様を設定するところですが、いまカタログを見る限りでは、エンジンを停止すると作動するという仕組みになっているので、スイッチというよりはエンジンのオンオフでメロディが鳴るようなシステムと押さえております。実際の購入時の使用については、改めて精査したうえで購入したいと考えております。

教育長 他にございませんか。

委員 たぶんこのシステムでいくと、クラクションで周囲に異常を知らせるということですが、管理をしてる人が退社していたら、対応がすごく遅れますよね。われわれ農業のシステムでもあるのですが、異常があったときに例えば管理人の持っているポケットベルが鳴るとか、そういった方が現実的かなと思います。置き去り防止のために開発されたものであるから、多分精度は高いものであるとは思っているのですが。実際鳴ったときにそういう可能性があると思いますがいかがですか。

事務局 委員のご意見を参考にして、例えばオプション等で通知するような機能もあるかも含め、それを設置するかどうかについては検討したいと思います。

教育長 他にございますか。

各委員 (なしの声)

教育長 お諮りいたします、議案第4号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

教育長 議案第4号については、原案のとおりとします。  
以上で議案第4号について終了いたします。

続いて、日程4、報告に入ります。

報告1は、令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 恵庭市の調査結果報告についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告1、令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 恵庭市の調査結果報告について、説明いたします。報告資料1ページからとなります。令和4年4月から7月までに実施した調査の結果について、この度、報告書として取りまとめました。1ページの調査の概要ですが、調査の対象は、小学校5年生と中学校2年生、調査内容については、実技調査が小中とも8種目と、質問紙調査を行っております。2ページは用語の解説と説明、3ページは調査結果の掲載方法について、全国・全道の割合や平均値との比較などの結果について記号やグラフで表し、



学力調査と同様、市の数値自体は公表しません。4ページからは実技の結果ですが、小学校男子から順に、種目別結果の平均値、体力T得点比較、総合評価比較、過去との比較となっております。また、8ページからは体格と肥満度に関する調査結果、12ページからは児童生徒質問紙調査の結果で、小学校・中学校ごとに、運動に対する意識や運動習慣、生活習慣、体育・保健体育の授業について分析しています。20ページからは学校質問紙調査の結果で、体育・保健体育の授業、授業以外の取組、指導方法の改善等の主な項目について分析しています。今後、本調査結果を、各校における改善の取組に生かすとともに、学力・体力向上推進会議での意見もいただきながら、市教委としても各校の取組を支援していきたいと考えております。なお、本報告書は、3月8日の総務文教常任委員会で報告する予定であり、報告後、市ホームページ等で公表いたします。説明は以上です。

教 育 長

報告1について、ご質疑等がございますか。  
今回の結果から、恵庭の子どもたちはどのような傾向がみられますか。

事 務 局

傾向としては、例えば、中学校を見て頂くと、6ページ、7ページで、全道平均より高いものとして反復横跳びですとか、20メートルシャトルランですとか、持久的な種目で見られます。一方、立ち幅跳びは全国と比較してやや低かったようです。種目によって若干差が出ておりますが全体的には同程度の者が多いという状況です。

教 育 長

質疑等ございますでしょうか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で、報告1について終了いたします。  
続いて、報告2は、恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間(令和4年10月～12月)の公表についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告2、恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間の公表について、報告致します。25ページをご覧ください。令和4年4月分から四半期ごとに公表することとした、教職員の時間外在校等時間について、令和4年10月から12月までの結果がこのとおりとなり、市ホームページで公表しました。月ごとに、小学校・中学校それぞれ対象人数、時間ごとの時間外在校等時間別人数と割合、全職員平均時間を掲載しております。中学校は部活動指導などで、全職員平均時間が小学校より多くなっております。また、前回の報告時に委員から「校長・教頭など、役職ごとの時間外在校等時間を算出して分析するべき。」との意見があり、これについて検討した結果、道教委や他市町村と公表内容を統一するため、ホームページでの公表はこの形式を継続しますが、道教委の調査などで役職ごとの時間外在校等時間を算出した場合は、その結果を教育委員会で報告していきたいと考えております。説明は以上です。

教 育 長

報告2について、ご質疑等がございますか。

委員 前年度と比べて、傾向みたいなものはわかるのでしょうか。

事務局 この形式で取りまとめているのは令和4年度からなので、前年度について同じ形式で公表していないのですが、今日お出しした部分について過去の分のデータを拾ってみたところ、令和4年の12月の中学校以外は、昨年度より時間外勤務時間は減っておりました。昨年の同時期に比べ、12月の中学校だけは上がっていたのですが、それ以外については45時間以下の教職員は去年の同時期より増えていた結果が出ております。一定程度働き方改革の取組も効果があったかなと考えております。

委員 令和4年12月分で100時間以上の中学校の先生が4名、これ、10月7名、11月9名のなかに同じ先生は入っているのでしょうか。

事務局 現時点で該当者が同一人物かどうかはわからないのですが、これまでの傾向を見ていると、部活動を指導する教員は同じなものですから、今回に限らず同じ教職員が時間外勤務時間も多という実態はあります。

委員 率先して生徒と関わりたいという先生もいるとは思いますが。働き方改革の中でも致し方ないかなと思います。

教育長 今回の結果はすべて部活動の指導によるものとも限らないのですよね。

事務局 はい。中学校には部活動指導のほか、進路業務も時間外業務としてありますのでその可能性もあります。

委員 いじめ事案の会合とか、そういったものも時間外勤務が増える原因になっているのでしょうか。

事務局 いじめ事案についても当然教員が対応することですので、その時間も通常の勤務時間の範囲を超えた場合は、時間外勤務となります。

教育長 その他、ございますか。

各委員 (なしの声)

教育長 以上で、報告2について終了いたします。  
続いて、報告3は、学校給食費の公会計化の状況についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告3、学校給食費の公会計化の状況について説明いたします。学校給食費の公会計化の状況については、当初予定していた導入年度より遅れていることについて昨年12月の教育委員会でご報告いたしましたが、3月8日開催の総務文教常任委員会で26ページの資料のとおり公会計化の導入が遅れている状況について報

告することとしたいと考えております。私からは以上です。

教 育 長 内容について、説明してください。

事 務 局 内容の詳細は12月定例会で説明しておりましたので、今回は8日の常任委員会に報告するものとして概要資料を報告3として用意しました。

教 育 長 以前の報告と同様のものということで、報告3について、ご質疑等はございますか。

各 委 員 (なしの声)

教 育 長 なければ以上で、報告3について終了いたします。

続いて報告4は、恵庭小学校「学びの通級指導教室」新規開設についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 報告4、恵庭小学校「学びの通級指導教室」新規開設について、ご報告いたします。資料27ページをご覧ください。通級による指導とは、通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童に対して、障がいに応じた特別の指導を行うものです。市教委では、現在、学びの通級指導教室を柏小学校(ルルマップ)、和光小学校(ユカンボシ)に2か所開設しておりますが、令和5年度より、恵庭小学校に新規開設を予定しております。次に、通級指導教室の設置状況についてですが、平成16年度から「ことばの通級指導教室」を柏小学校から恵み野小学校に移し設置しております。発達障がい等を対象とした「学びの教室」は、平成28年度に、柏小学校に新規開設し、令和元年度に和光小学校に2か所目を分離新設し、令和5年度から恵庭小学校に3か所目を予定しております。次に、「学びの通級指導教室」利用者の推移についてですが、平成28年度柏小学校(ルルマップ)の開設以降、増加傾向にあり、平成30年度に52名となったことから、翌年、和光小学校に分離新設しておりますが、その後も増加が続いております。令和4年5月1日現在、柏小(ルルマップ)で52名、和光小(ユカンボシ)で53名の計105名となり、現在も増加している状況です。次に、令和5年度の利用者見込みですが、柏小学校(ルルマップ)が47名、和光小学校(ユカンボシ)が43名、恵庭小学校が22名、計112名の利用見込みとなっております。恵庭小学校につきまして、他校通級の受け入れは、教職員の配置状況をみながら検討してまいりたいと考えております。報告は、以上となります

教 育 長 ただいまの報告4について、ご質疑等ありますか。

委 員 指導員さんの人数なのですが、これはどういうふうに決められるのですか。1名というのは大変な感じがします。

事 務 局 あくまでも教職員の加配のなかで、道教委の方でされるもので、児童13名に1名を目安としているというように伺っておりますが、必ずしも13名を超えたから2名配置

されるというものではないということです。最新の情報では2名つきそうだというものもあるので、正式に決まってから協議していきたいと思います。

教 育 長 他にございませんか。

各 委 員 ( なしの声 )

教 育 長 以上で、報告4について終了します。  
続いて報告5は、恵庭市教育支援センター設置運営要綱の制定についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 報告5、恵庭市教育支援センター設置運営要綱の制定についてご報告いたします。資料28ページをご覧ください。適応指導教室の設置及び運営につきましては、平成11年4月に制定した恵庭市適応指導教室設置運営要綱に基づき実施してきたところですが、このたび、恵庭市適応指導教室設置運営要綱を廃止し、新たに恵庭市教育支援センター設置運営要綱を制定しましたので、ご報告いたします。新たに制定した理由ですが、令和4年6月10日付けの文部科学省の通知におきまして、不登校対策及び支援の具体例が示されるとともに、従来使用していた「適応指導教室」の呼称について、不登校児童生徒や保護者にとって抵抗感を減らし親しみやすいものにするため、「教育支援センター」など、各地域で工夫された名称にするなどの検討を行うよう通知されていることから、本市におきましても、「恵庭市適応指導教室」の呼称を「恵庭市教育支援センター」に変更することとし、要綱を新たに定めたところであります。呼称の変更と合わせ、要綱の見直しを行い、文言等についても整理しております。前要綱との主な変更点ですが、第1条の趣旨及び第2条の基本方針について、不登校児童生徒の支援が、学校復帰だけを目的とするのではなく、一人ひとりの将来に向けた社会的自立を支援するものであることを踏まえた内容に変更しております。また、これまで文教大学内に試行で設置しておりました「学びの森」を、正式に、教育支援センターと位置付けることとし、第3条「名称及び設置個所」及び第4条「開室期間等」について追加しております。私からの報告は、以上となります。

教 育 長 ただいまの報告5について、ご質疑等ありますか。

委 員 文教大学の「学びの森」ですが、最初試行するときに、なかなか大学の校舎の中に行くのは、うまくいくのかなと話をさせていただきました。今の段階ではどのような利用状況ですか。

事 務 局 昨年の10月から試行を開始し、10月実人数で15名の利用がありまして、延べ77名から始まりました。その後多い月では小学生中学生併せて18名の利用があり、1日平均で7名から8名の利用となっています。指導員も1名から2名に増やして対応してきました。10月から2月までの5カ月で延べ553名、1日平均6.7名ということ

でこれだけの利用があり、必要だということでありましたので、教育支援センターとして追加いたしました。

教 育 長            その他、質疑等ありますか。

各 委 員            （ なしの声 ）

教 育 長            以上で、報告5について終了します。  
続きまして、報告6は交通安全啓発グッズの寄贈についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局            報告6、交通安全啓発グッズの寄贈について、ご説明いたします。資料31ページをご覧ください。令和5年1月27日付で、北海道生コンクリート工業組合理事長成田真一様から、入学児童を対象に、交通安全啓発グッズとして、生コンミキサー車をかたどった消しゴム寄贈の申し出がありましたので、ご報告いたします。この取り組みは平成30年度から毎年実施されており、寄贈品は、この後、直接学校に配布される予定となっております。私からの報告は以上となります。

教 育 長            ただいまの報告6について、ご質疑等ありますか。

各 委 員            （ なしの声 ）

教 育 長            以上で、報告6について終了します。  
続きまして、追加がありました報告7は、管理者住宅の今後の方向性についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局            報告7、管理者住宅の今後の方向性について説明いたします。平成25年度に策定した「恵庭市教員住宅のあり方基本方針」を令和3年度に改定し、管理者住宅については令和5年度の廃止に向け今年度試行的に管理者住宅の入居を学校判断に任せて運用しており、13戸中8戸の入居となっております。今年度のこれまでの運用状況や廃止に向けた問題点や運用方法の検討の為アンケート調査を入居対象である管理者に対して行い、その結果をもって検討委員会を開催、今後の方向性を定めたところですが、その内容について校長会、教頭会にて報告させていただいたところ特に質問や意見等もなかったところから、予定通り令和5年に廃止の方向と予定しております。今後のスケジュールですが、教育委員会での報告ののち理事者報告を行い、廃止を進めていきたいと考えております。

教 育 長            ただいまの報告7について、ご質疑等ありますか。

各 委 員            （ なしの声 ）

教 育 長

以上で、報告7について終了します。  
続きまして日程5、その他について事務局お願いします。

( 次回の日程確認 )

そのほか、全体を通して何かありますか。

各 委 員

( なしの声 )

教 育 長

なければ、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

終 了